報道機関各位

記者発表資料

平成16年8月26日(木)

問い合わせ先:人事部給与課

担当:塩原、志村

電話:048-829-1861

内線: 2433

市長等の退職手当等の減額について

1 趣旨

現下の社会経済情勢は回復基調がみられるものの引き続き厳しい状況下にあること、また、8月6日の人事院勧告における公務員給与等についても、前年度据え置きという依然として厳しい状況にあること等を総合的に勘案し、市長等三役の退職手当の減額措置を行うとともに、給与減額措置期間を市長の今任期末まで延長します。

2 内容等

(1) 市長等三役の退職手当の減額措置

① 内容

改正前の任期満了時の退職手当額、これを限度額として支給する減額の特例措置を講じるものです。

これにより、市長以下三役の今任期末退職手当については、改正前の額となります。

② 対象

条例施行時に現任する、市長以下三役

③ 減額及び減額率

三役内訳	現行任期末支給額 (※)	改正前任期末支給額	減額及び減額率
市長	37, 728, 000 円	27, 504, 000 円	▲10, 224, 000 円
			(▲27.1%)
助役	19, 776, 000 円	15, 842, 400 円	▲3, 933, 600 円
			(▲19.9%)
収入役	12, 672, 000 円	9, 828, 000 円	▲2,844,000 円
			(▲22.4 %)

(※);6月定例会で議決・施行された額です。

(2) 市長等三役の給与減額措置期間の延長

① 内容

これまでの減額内容(市長 $\triangle 10\%$, 助役 $\triangle 7\%$ 、収入役 $\triangle 5\%$)で、期間を市長の今任期末(平成 17 年 5 月 26 日)まで延長するものです。

これにより、この期間の三役の給与は、改正前より、③のとおり減額となります。

② 延長期間

平成 17 年 4 月 1 日~同 5 月 26 日まで (通算減額措置期間 平成 16 年 7 月 1 日 ~ 平成 17 年 5 月 26 日)

③ 通算減額措置期間における減額

[通算減額措置期間における給与総額]

三役内訳	改正前条例支給額 (a)	延長後の減額条例額 (b)	減額 (b)-(a)
市長	19, 707, 139 円	19, 596, 697 円	▲110,442 円
助役	14, 125, 062 円	13, 996, 697 円	▲128, 365 円
収入役	12, 267, 684 円	12, 215, 512 円	▲52, 172 円

3 条例提案

平成16年9月定例会(当初)

4 施 行

改正条例公布の日

以上